

# 瀬戸内市生活相談支援センターのご案内

■ 本事業は、瀬戸内市社会福祉協議会が瀬戸内市からの委託を受けて実施しています。

まずは、困っていることをご相談ください。【相談内容は**秘密厳守**です。】

- ・ 就労や債務、支払いの問題など、抱えている問題を専門職員がうかがいます。
- ・ 市役所、医療機関、法律の専門家（弁護士等）と連携して支援を行います。
- ・ 相談窓口に来所が難しい場合には、訪問することもできます。

## 仕事について

就職が決まらない  
仕事が続かない など



## 生活上の不安

住むところがない、食べるものがない  
家族がひきこもっていて心配 など



## 家計について

家計のやりくり困っている  
公共料金を滞納している など



### 《 支 援 対 象 》

瀬戸内市内に居住し、生活にお困りの方。  
※ただし、生活保護を受給されている方はご利用できません。

ひとりでも悩まず、  
ご相談ください。

相談無料

TEL. (0869) 24-7714

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝・年末年始を除く）

E-mail: [life@setouchisyakyo.or.jp](mailto:life@setouchisyakyo.or.jp)

With You

～あなたと一緒に～

社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会 瀬戸内市生活相談支援センター  
（瀬戸内市邑久町山田庄 862 番地 1 《瀬戸内市総合福祉センター内》）

# 支援メニュー

## 家計改善 支援事業



家計の立て直しをアドバイス。

家計が苦しく生活が困窮している人（世帯）に対し、家計の相談・見直しを図り、必要に応じて法的相談機関（弁護士等）の紹介などを行い、生活の立て直しを目指します。

## 自立相談 支援事業



あなただけの支援プランを作ります。

職員がお話をうかがい、どのような方法が必要か一緒に考えます。ご相談があった場合は、一緒に問題解決のための具体的なプランを作成し、寄り添いながら問題解決に向けた支援をします。

## 一時生活 支援事業



衣食住の相談を受けます。

※利用には、資産収入等の要件があります

住居、資産・収入が無い方に対し、一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供を行います。

## 全な支援の流れ

職員があなたの困りごとをお聞きします。どのような支援ができるのか一緒に考えます。

あなたの意志を尊重しながら、自立に向けた目標や具体的な支援計画(プラン)を作成します。

相談者自身が安定した生活が送れるよう、継続的な支援を行います。

### 瀬戸内市生活相談支援センター

